

職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十五号

職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則の一部を改正する規則

職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則（昭和四十六年広島県規則第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項」を「第二条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。